



横領による被害が発生した場合における雑損控除の時期等について  
令和4年1月14日地裁判決

第115回 2024年8月2日(金)

発表者 醍醐 広子

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

---

令和6年8月2日  
税理士 醍醐広子

横領による被害が発生した場合における雑損控除の時期等について  
令和4年1月14日地裁判決

- ・東京地判 令和4年1月14日
- ・東京高判 令和4年9月14日(確定)

## 1. 事実の概要

納税者(原告)は、亡父から相続した土地(以下、「本件土地」という)の売却代金の管理等を訴外乙に任せていたが、乙により売却代金の一部である3億2754万円余(平成27年分につき1億1700万円、平成28年分につき1億1302万円余、平成29年分につき1億1752万円)を横領された(以下、「本件横領」という)として、本件横領に係る損失の金額につき雑損控除がされるとして、平成27年分から平成29年分まで(以下、「本件各年分」という)の所得税及び復興特別所得税の各更正の請求(以下、「本件各更正請求」という)をしたが、青梅税務署長から本件各更正請求につき更正をすべき理由がない旨の各通知処分(以下、「本件各通知処分」という)を受けたため、本件各通知書分の取消を求めた事案である。

## 2. 前提となる事実

### (1) 本件土地の相続及び売却

原告は、平成25年5月、被相続人を原告の父親である丙(以下、「被相続人」という)とする相続(以下、「本件相続」という)により、沖縄県うるま市に所在する合計10筆の土地(本件土地)の所有権を取得し、うち2筆を平成27年10月に1億2500万円で、うち6筆を平成28年5月から同年11月までに合計1億2572万3000円で、うち2筆を平成29年1月から4月までに合計1億2764万円でそれぞれ売却した。

### (2) 本件各年分の確定申告及び更正処分について

ア 原告は、別表1ないし3の各「確定申告」欄記載のとおり、青梅税務署長に対し、本年各年分に係る所得税の確定申告書(以下、「本件各確定申告書」という)提出した。

なお、本件確定申告書には、それぞれ「譲渡所得の内訳書」(以下、「本件各内訳書」という)が添付されているところ、本件各内訳書のうち、平成27年分及び平成28年分の各確定申告書に添付されていたものには、本件土地の売却理由につき「借入金を返済するため」という項目にチェックがされていたが、平成29年分の確定申告書に添付されていたものには本件土地の売却理由についての記載はなかった。

イ 青梅税務署長は、平成 29 年 7 月 28 日、原告が平成 28 年分の所得税等の申告において、予定納税額を控除していなかったことから、別表 2 の「更正処分」欄記載のとおり、同年分の所得税等の税額等の更正（以下、「平成 28 年分更正処分」という）をした。

ウ 原告は、平成 30 年 7 月 23 日、平成 29 年分の所得税等の申告において、予定納税額を控除していなかったことから、別表 3 の「更正の請求」欄記載のとおり、同年分の所得税等の税額等につき更正の請求をし、青梅税務署長は平成 30 年 8 月 28 日、別表 3 の「更正処分」欄記載のとおり、同年分の所得税等の税額等の更正（以下、「平成 29 年分更正処分」という）をした。

### (3) 別件訴訟について

ア 原告は、本件各土地の売却並びに原告名義の普通預金口座（A 銀行〇〇支店（以下、「本件口座」という）及び売却代金の管理を任せていた乙が、本件土地の売却代金の一部を横領したとして、乙に対し、不当利得に基づき 3 億 4754 万 3000 円及びこれに対する平成 29 年 10 月 11 日から支払済みまで民法 704 条前段所定の法定利息の支払を求めて、東京地方裁判所立川支部に別件訴訟を提起した。

イ 東京地方裁判所立川支部は、平成 30 年 10 月 11 日、弁論の全趣旨により、乙が請求原因事実を争ったものと認めるとした上で、証拠及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実が認められるとして、原告の別件判決は同月 27 日に確定した。

### (4) 本件各更正請求等

ア 原告は、平 30 年 11 月 16 日、本件各年分の所得税等について、それぞれ本件横領による被害にあったことを理由に雑損控除を適用して計算した税額による更正を求める旨の本件各更正請求をした。

イ 青梅税務署長は、本件各更正請求に対して、令和元年 5 月 22 日付で本件各更正請求につき更正をすべき理由がない旨の各通知書分（本件各通知処分）をした。

ウ 原告は、令和元年 6 月 9 日、本件各通知処分を不服として、青梅税務署長（再調査審理庁）に対して再調査の請求をしたが、青梅税務署長は、同年 8 月 30 日付で同再調査の請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

エ 原告は、令和元年 9 月 16 日、本件各通知処分を不服として、国税不服審判所長に対して再審査請求をしたが、令和 2 年 6 月 4 日付で、同審査請求をいづれも棄却する旨の裁決をした。

### (5) 本件訴えの提起

原告は、令和 2 年 10 月 14 日、本件訴えを提起した。

## 3. 争点

(1) 本件横領の存否

(2) 雑損控除の時期等

(3) 乙からの回収可能性について

今回は(2)の争点、雑損控除の時期等について検討する。

#### 4. 原告の主張

(1) 横領による被害が発生した場合においては、各被害発生年度において、当該年度に生じた被害額を雑損控除の対象となる損失として計上できると解するのが相当である。

すなわち、法人税基本通達2-1-43は、他の者から支払を受ける損害賠償金の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める旨を定めており、益金の額に算入する収益の額の帰属年度については、原則として権利が確定した日が属する年度となるところ(権利確定主義)、所得税法においてもこれと同様に解釈するのが合理的である。

なお、上記の点は、所得税基本通達5-1-7及び8が、横領被害による損害賠償金の金額の確定やその支払があった場合、それらの事実が属する年分において考慮するのではなく、遡及して横領による損失が生じた年分の申告内容の訂正をする旨を明確に定めていることから明らかである。

(2) 以上によれば、仮に、原告の乙に対する請求権(以下、「本件債権」という)についての「支払を受けるべきことが確定した日」を別件判決の確定日としたとしても、当該確定日は本件各年分より後の平成30年10月27日であることから、本件各年分については損失のみが計上されることになるというべきである。

#### 5. 被告の主張

(1) 居住者又はその者と生計を一にする親族の有する資産について、災害、盗難又は横領による損失が生じた場合において、その年における損失の金額の合計額が、その損失の金額のうちに含まれている災害関連支出の金額の多寡に応じて定められている限度額を超えるときは、その超える部分の金額が、その者の総所得金額等から雑損控除として控除される(所得税法72条1項)。

これは、どの家計にも災害や病気などに伴う資産の損失や特別な支出が生ずるところ、かかる損失額のうち日常生活に通常伴う程度のもは課税最低限でカバーされる一方、それが相当の額となれば、その損失等による担税力の減殺も当然に生ずることになるから、一般的な家計の負担の水準を上回って偶発的に損失や支出を余儀なくされたもので、災害、盗難又は横領という不可避的は損失については、納税者の税負担を軽減するための税制上の配慮として設けられたものと解されている。

他方、所得税法72条1項は、雑損控除の対象となる損失の金額は、保険金等によ

り補填される部分の金額を除いて算定する旨規定しているところ、その趣旨は、雑損控除が所得税法に定められた所得控除の一種であり、一定の金額を超える雑損失は納税者の担税力を弱めるという考え方にに基づき、この担税力の低下を課税上考慮しようとするものであり、保険金等でその損失の金額が補填される部分については、実際に損失が生じているとは言い難く、担税力が低下したとはいえないことにあると解される。

そして、横領による損失については、同損失が発生した場合に同時に発生する横領行為者に対する損害賠償請求権が回収不能となったときにその属する年度の損失として確定し、その損失が雑損控除の対象として控除されるものと解される。

なお、原告は、法人税法基本通達2-1-43に係る取り扱いを前提として各被害発生年度において当該年度に生じた被害額を雑損控除の対象となる損失に計上できるなどとする。

しかし、法人税法においては、不法行為により生じた損失の額を損金の額に算入するとともに、相手方から支払を受ける損害賠償金の額を益金に算入することとしているのに対して、所得税法においては、不法行為により資産について生じた損失額を、その資産の区分に応じて必要経費に算入又は雑損控除の対象とした上で、相手方から支払を受ける損害賠償金の額については、これを損失の額から控除するとともに、各種所得の収入金額に算入しないこととしているものであり、法人税法と所得税法とでは、不法行為により生ずる損失の取り扱いが基本的に異なっているのであるから、法人税基本通達に係る取り扱いが所得税法の雑損控除の対象となる損失の額の計算において参考になるものではない。

## 6. 判示

### 本件横領の存否（争点1）

原告が、雑損控除の適用の前提としている「別件訴訟」では、被告である乙が口頭弁論に出廷せず、原告が提出した証拠及び弁論の全趣旨により判決が出されたものであり、本件横領の存否についての実質的な審理がなされていないと認められる事、原告口座から乙名義の口座へ振り込まれた金員が、被相続人が乙に負担していた借入金債務の返済に充てられたものである可能性を否定することができない事から、原告が主張する本件横領の事実を認めることはできず、その余の点について判断するまでもなく、本件横領に係る損失の額を所得税法72条1項所定の雑損控除として本件各年分の総所得金額等から控除することはできない。

## 7. 検討

本事案では、裁判所において雑損控除適用の前提となる横領の事実を否定しており横領の事実に基づく雑損控除の適用を前提としている争点（2）については判断を示

していない。そのため、原告・被告の主張についてそれぞれ検討していく。

(1) 原告の主張について

原告は、法人税基本通達を根拠に、被害額は被害発生年度において雑損控除の対象とする一方で、他の者から支払を受ける損害賠償金の額（補填される部分の金額）は権利確定主義に基づき「支払を受けるべきことが確定した日」の属する年度において計上するのが合理的であるが、所得税法9条18号において非課税とされており、所得税基本通達51-7及び8により遡及して損失が生じた年分の申告内容の訂正をするものであると主張している。

被告の主張にもあるが、法人税と所得税では他の者から支払を受ける損害賠償金の額の取り扱いが異なることから、法人税での取り扱いを所得税の計算において参考にできるものではない。

また、所得税法では他の者から支払を受ける損害賠償金の額を非課税（所得税法9条18号）としているのであるから「権利確定主義」による判断は馴染むものではない。

(2) 被告の主張について

被告は、雑損控除は一般的な家計の負担の水準を上回って偶発的に損失や支出を余儀なくされたもので、災害、盗難又は損失という不可避的な損失については、その損失等による担税力の減殺を考慮し、納税者の税負担を軽減するための税制上の配慮として設けられたものであり、保険金等でその損失の金額が補填される部分の金額については、実際に損失が生じているとは言い難く、担税力が低下したとはいえないのであるから控除の対象となる損失の金額から除かれることとなり、横領による損失については、同損失が発生した場合に同時に発生する横領行為者に対する損害賠償請求権が回収不能となったときにその属する年度の損失として確定し、その損失が雑損控除の対象として控除されるものであると主張する。

横領による損失については損害賠償請求権の回収不能が確定するまで控除を受けることができないのであれば、損失が生じた年に回収不能が確定しない場合には、その年度の所得税では雑損控除を受けることができず、横領により偶発的に生じた損失を被り担税力が低下しているにもかかわらず、損失が生じていないものとして計算された所得税額を負担することになる。それは、雑損控除の趣旨に反することになるのではないだろうか。

(3) 過去の判例等

ア 広島地裁 昭和61年3月20日(TAINZコードZ151-5696)

製鉛業を営む原告は、事業所得の金額の計算上、事業資金2532万2379円を横領されていたにもかかわらず、これを必要経費に算入していなかったものとして所得税の更正の請求をしたところ、西条税務署長は更正すべき理由がないとの理由により棄却する旨の決定をしたのに対し、その取消を求めた裁判で

ある。原告は、横領された金額は事業所得必要経費に算入すべきであり、仮に必要経費に当たらないとしても雑損控除として控除すべきであると主張した。これに対し、一般に、横領（不法行為）による損失が発生した場合には、同時に納税者から横領行為者に対し損害賠償請求権が発生するから、右横領による損失は、右損害賠償請求権が回収不能、つまり貸倒れとなったときに、その属する年度の損失として確定するものと解されるどころ、このように解した場合には、右損害賠償請求権の貸倒れの事実は、一旦発生した納税者側の収入金額の消滅事由に該当するものであり、このような事実についても、納税者である原告側に立証責任があるものと解するのが相当である、と判示している。

イ 所得事例 大阪国税局個人課税審理専門官情報 230501

5 所得控除

事例 5-1 横領によって発生した損害に係る雑損控除の適用年分

質疑内容 会社員Aは、平成17年1月に友人Bによって現金300万円を横領されたので、当該300万円の返還を求め訴訟提起したところ、最終的に強制競売によって18年4月に50万円を受け取った。この場合、平成18年分において横領による損失250万円が確定したとして、雑損控除の適用を受けることになるのか。

回答内容 平成18年分では雑損控除の適用を受けることはできない。

（理由）

横領による損失が生じた場合は、その年における当該損失の金額のうち、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除き雑損控除の対象とされている（所法72）。この横領による損失は、単にBに対する求償権があるということだけで、それが生じない又は確定しないと考えるのではなく、社会通念に照らし損失の発生が明らかと認められる限りそれで足り、当該損失を補填する保険金、損害賠償金等は、あくまで「見込控除」する関係にあるに過ぎない。したがって、雑損控除の適用年分は、平成18年分ではなく、横領の生じた平成17年分となる。

なお、横領に係る現金の一部又は全部の返還を受けた場合には、それを受けたときに遡及して訂正することとされている。

（所基通51-8）

法令等 所法72、所基通51-8、72-6

#### (4) 検討

所得税は、基礎控除等の人的諸控除および累進税率と結びつくことによって担税力に即した公平な税負担の配分を可能にするものである（「租税法」第23版 金子宏著 P191）。所得控除は、担税力を持たない最低限度の生活を維持するための部分とし控除されるものであり、その中で雑損控除は、医療費控除とあわせて、一定の金額を超える損失や医療費は納税者の担税力を弱めるという考えかたから認められるものであるとすれば、損失の生じた年度に控除するのが妥当である。

また、国税庁の確定申告作成コーナーに掲載されている「よくある質問」においても、「保険金などで補填される金額は確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告または更正の請求の手続きにより訂正することとなります」と記載されており、上記(3)イと同様に取り扱っていると考えられる。

被告の主張や過去の広島地裁では、横領による雑損控除については、横領による損失の発生と同時に発生する横領行為者に対する損害賠償請求権が回収不能となった年度に控除すると判断しているが、横領による損失に限り、他の損失が生じた場合と異なる取り扱いをする合理的な理由も見出せない。

横領による損失が生じた場合、その不法行為に基づく損失相当額の損害賠償請求権の収益計上のタイミングには、同時両建説と異時両建説がある。具体的には、同時両建説では横領等による損失と損害賠償請求権が同時に計上し、異時両建説では横領による損失と損害賠償請求権を区分して計上するというものである。本事案では、原告は異時両建説、被告は同時両建により損害賠償請求権の発生時期をとって主張していると思われる。これに対し、上述の広島地裁の判例は同時両建説を採用しており、損失が同時に生じる損害賠償請求権が貸倒れとなったときに損失が確定するとしている。

しかし、所得税が担税力に応じた税の負担を求めるものであると解すれば、損失により担税力が喪失されているにも関わらず未実現の収益である損害賠償請求権により損失控除が認められない同時両建説は受け入れがたい。

したがって、横領による損失が生じた年に、その損失の金額から、賠償金等で補填される部分の金額を控除した金額を、また、賠償金等の金額が確定していない場合は回収可能性による見込金額を控除し、後日、賠償金額等が確定した時には遡及してその差分を更正することで雑損控除を適用することが、担税力に即した公平な税の配分という目的が達成されるものと考えられる。

### (租税判例研究会座長コメント)

現在の課税実務では、横領損失は同時両建説(昭和43年大栄プラスチック事件最高裁判決)が採用されているが、横領損失はその発生した時の損金又は必要経費として認識し、加害者から賠償金が支払われた時には、その時の収益として計上するという「回収基準」が実態に適っているという見解(渡辺晋平判事・大淵博義)もある。この見解の前提は、一般の横領は発覚した時には、その横領者の大半が、財産もなく回収不能という現実があるということである。

それとは異なり、横領発覚時点で横領者が財産を有しており、回収可能である場合には、横領損失は発生時の損金等の計上を認め、その損害賠償金は発覚時の収益に計上するという「異時両建説」が合理的であると考えられる。

法人や個人事業者のような継続事業にかかる損失等についての経理処理は事後の事実に基づく是正等の処理が可能であるが、一方、雑損控除に関しては、雑損控除の申告後に、損害額が回収されたようなケースについては、修正申告による是正が徹底されなければならない。このような税務処理を基本通達等で徹底することを前提として、発表者の見解による税務処理による税務執行が実践されるべきであると考えている。

### 参考文献

- ・金子宏 「租税法(第23版)」 弘文堂
- ・東屋敷祥世 税務大学校 研究部教育官  
「損失発生と損失補填をめぐる所得税法上の諸問題」
- ・田中康男 税務大学校 研究部教育官  
「所得控除の今日的意義 一人的控除のあり方を中心として」
- ・大淵博義 「役員等の横領による損失を巡る課税上の諸問題(3)～役員等の横領損失給与認定と先例判決等との不整合～」 「税経通信」税務経理協会 Vol.62 No.8